

研究分野のキーワード：学校衛生史・学校保健史、子どもの健康、学校教育、地域

## 研究紹介

学校保健とは、学校で行われる保健管理と保健教育の2分野からなり、これらを円滑に運営するための保健組織活動を含んでいます。昭和の戦後改革以前は学校衛生と呼称されていました。前者の保健管理には、健康診断、臨時休業といった感染症予防措置、保健室、学校医の設置などがあり、学校保健安全法に規定されています。後者は、集団や個人への保健指導、保健学習をその内容としていて学校教育法にもとづく学習指導要領で位置づけられています。日本では行政上、学齢期の子どもと教職員の健康管理は、厚生労働省ではなく文科省が所轄していて、学校教育の一環と位置づけられているのです。

近代日本の学校保健の歴史は、明治時代にさかのぼることができます。明治政府は、明治24年から学校衛生政策に着手し、明治29年に設置した学校衛生顧問会議（文部大臣の命をうけて、学校衛生に必要な問題を考える医学・衛生・教育の専門家の集まり）での審議を経て、明治30年代に学校清潔法・身体検査規程・学校伝染病予防規則などの主な制度ができました。学校医についていえば、明治31年に法制化します。このような歴史については、『学校保健百年史』（文部省監修・日本学校保健会編集、1973年）など、一定の研究成果があります

ただ問題は、明治政府が主導した制度ばかりに目が向けられ、普通の学校ではそのような制度がどう運用されたのかという実態や、制度以前に、学校自ら衛生管理活動を行っていたか否かについては、全く知られていないことです。そこで、明治期の学制から開始された地域の学校づくりの中で、学校設立者や教員らが、どのような学校衛生的活動をどんな意味で行っていたかを、岐阜県の中津川興風学校を事例として解明することが、私の研究テーマです。

ところで、中津川興風学校は、明治5年の「学制」をうけて、「義校」方式（自分たちでお金を出し合う）で設立した小学校です。この点、これまでも、日本教育史の研究分野でも注目され、学校設立の際に、中津川地域の人々の自発的な活動があったことがすでに知られています。こうした地域の自発的な活動は、当然、衛生活動においても、認められるのではないかと、つまり、国家の制度以前に、学校衛生的な活動が地域にあり、国家の学校衛生制度の導入のさいには、それへの積極的な意味での批判や、異なる形での実施実態があったのではないかと考えています。もしそうした活動実態・考えがわかれば、学校は、政府の制度を受け入れてきたばかりではなく、子どもや教育にとって必要な衛生活動を主体的に考え行ってきたという新しい歴史、言いかえれば、教員・養護教諭・学校医にとって、自分たちの学校保健史を知ることができます。そうすれば、今、力を注いでいる自分の仕事には脈々とした歴史があり、意義あるものだと思えることができるのではないのでしょうか。本学のような教員養成大学では「学校保健」という科目があります（保健体育や養護教諭の教員免許必修）。自分の職業の現実の歩みは、その職を学ぶ教科書の内容として、なくてはならない記述だと考えています。